

# 佐賀県の鳥獣被害の現状及び 被害対策の取組について

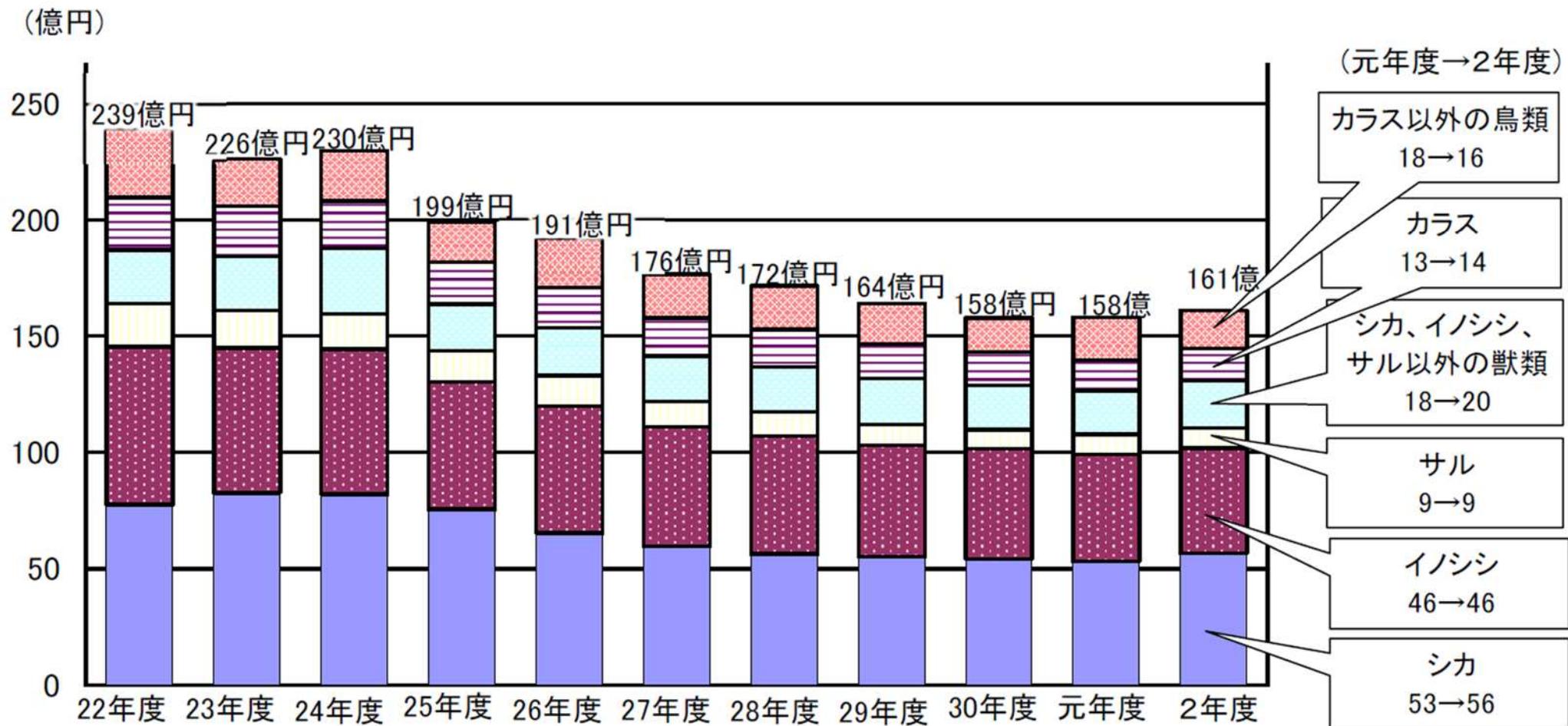
佐賀県生産者支援課

# 本日の内容について

---

- 野生鳥獣による農作物被害状況について
  - 全国や佐賀県の状況
  - 鳥獣種別の状況
- 農作物における鳥獣被害対策の取組について
  - 全国及び佐賀県の取組状況
  - 全国及び佐賀県の取組実績

# 野生鳥獣による農作物被害の概要（全国）



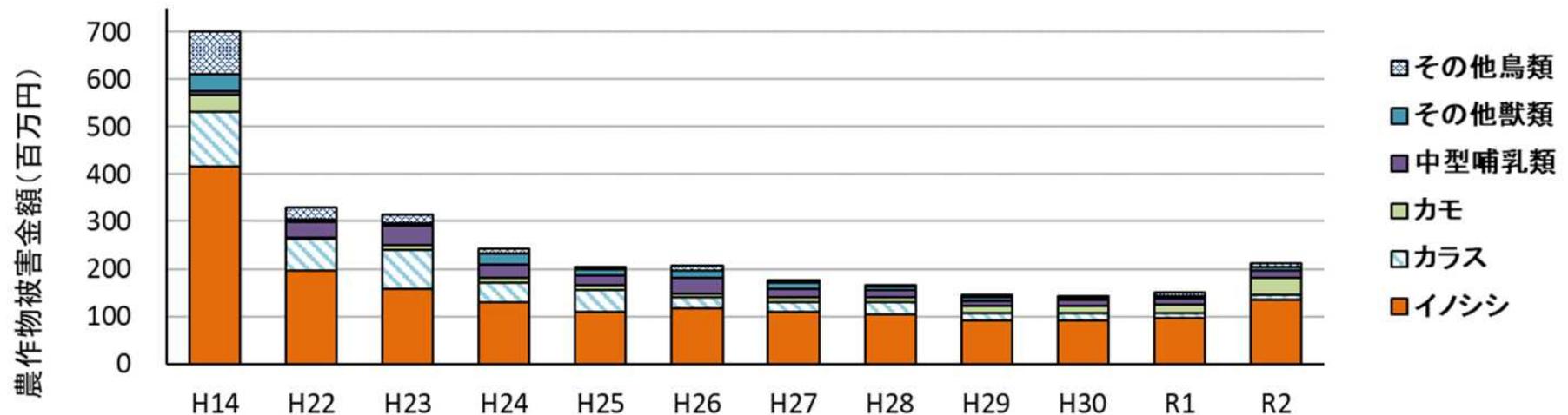
注1: 都道府県からの報告による。 2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

# 野生鳥獣による農作物被害の概要（佐賀県）

- 野生鳥獣による農作物被害金額は、ピーク時（H14年度）の7億円から減少してきたが、R2年度の被害金額は、前年度より約6千万円増加。
- R2年度の被害のうち、イノシシが全体の約6割を占め、次いでカモ、中型哺乳類、カラスが多い。

農作物被害金額の推移（単位：百万円）

	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	417	297	305	186	196	157	129	110	117	110	105	91	92	97	134
カラス	115	69	53	51	66	82	43	46	23	20	25	15	15	11	11
カモ	36	17	5	4	4	12	8	9	8	11	9	15	14	16	36
中型哺乳類	7	7	4	11	33	39	30	21	32	18	17	12	13	13	16
その他獣類	37	9	12	4	4	6	23	13	16	12	6	7	5	6	8
その他鳥類	88	30	28	24	27	18	11	6	11	4	4	4	4	8	7
合計	700	428	407	280	330	315	243	205	207	175	167	145	144	151	211



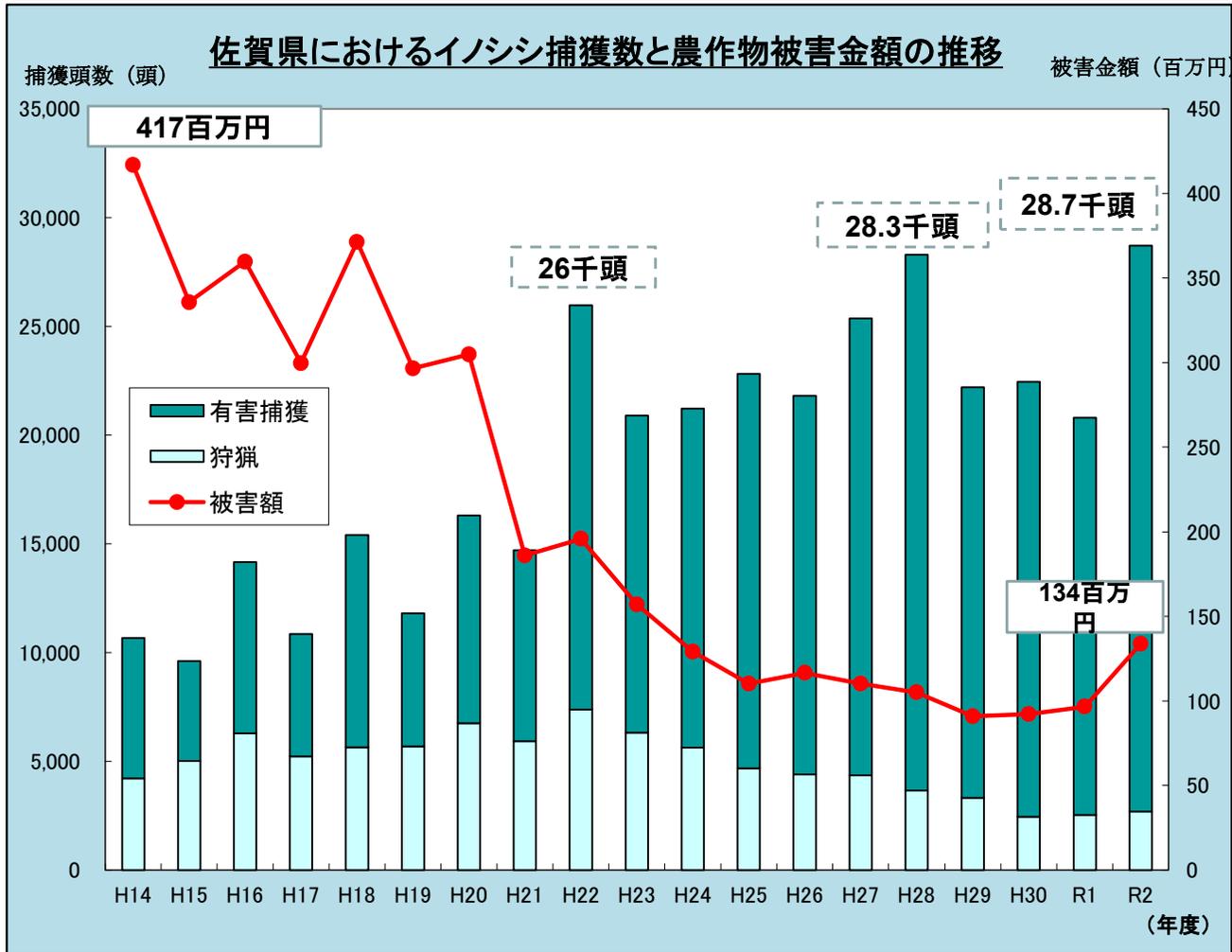
農作物被害金額の推移

- 中型哺乳類: タヌキ、アナグマ、アライグマ
- その他獣類: サル、ウサギ、イタチ、ネズミなど
- その他鳥類: ヒヨドリ、ドバト、スズメ類、サギ類など

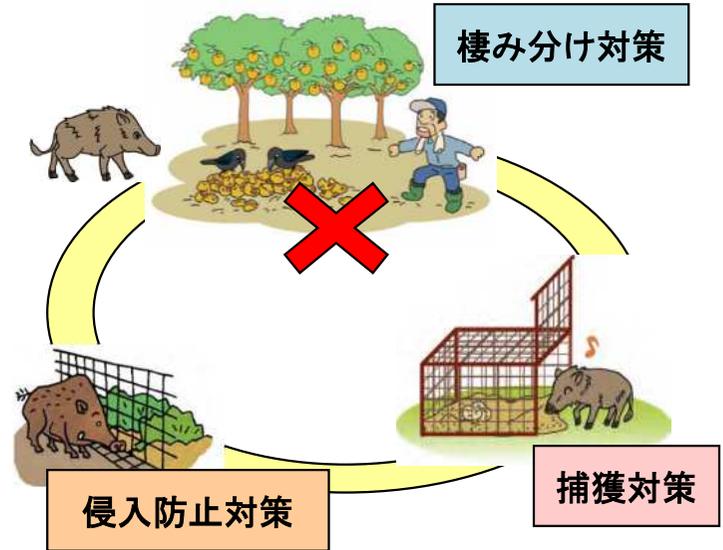
# イノシシによる農作物被害及び捕獲の状況

イノシシによるR2年度の農作物被害金額は約134百万円で、**3年連続で増加。**

捕獲頭数(狩猟+有害鳥獣捕獲)は**全体では約29千頭で、そのうち有害鳥獣捕獲は約26千頭。**平成以降で最も捕獲頭数が多くなった。



※イノシシの捕獲数(狩猟+有害鳥獣捕獲)は、**H30:22,441頭 R1:20,798頭 R2:28,705頭**

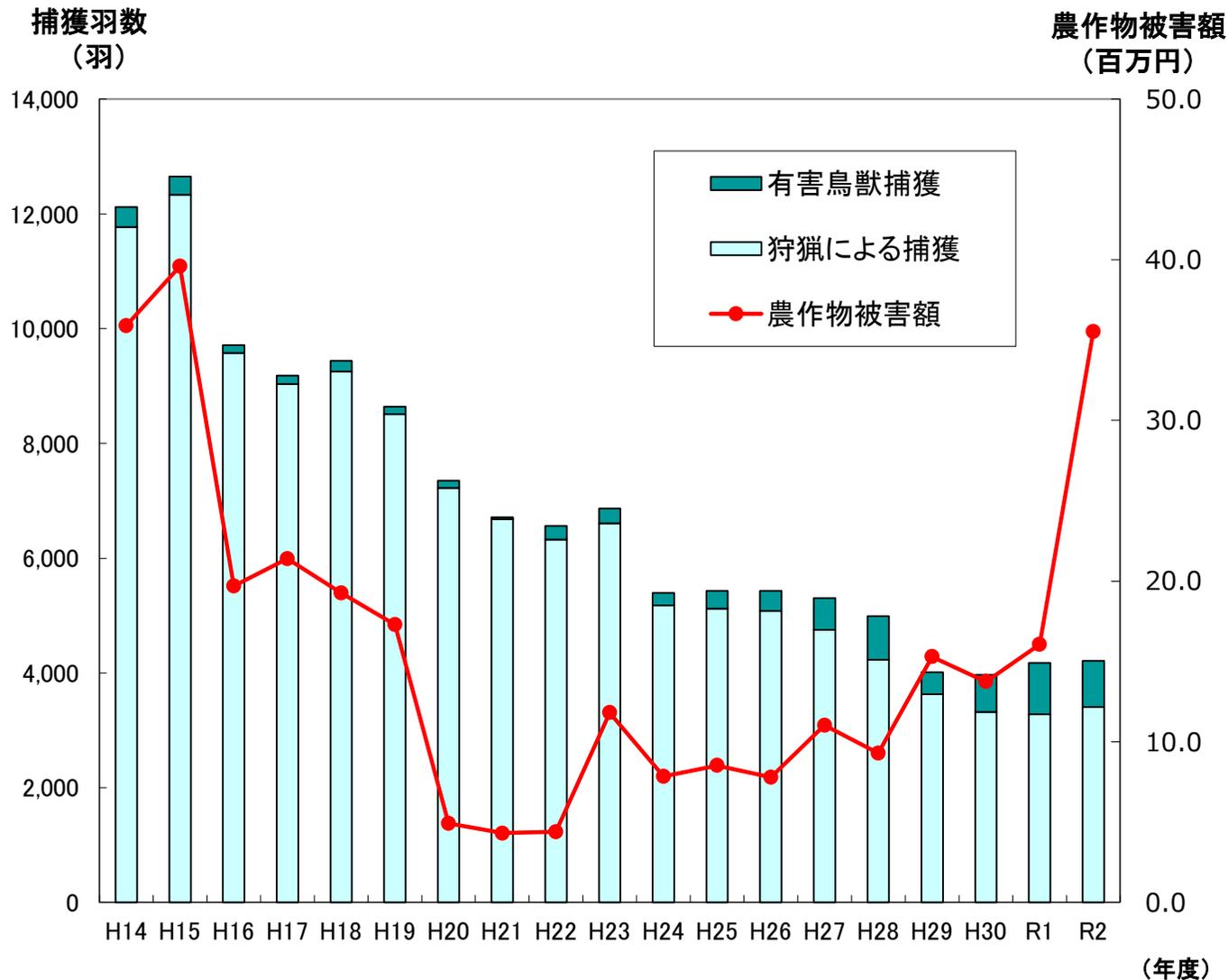


有害鳥獣対策は、**棲み分け・侵入防止・捕獲の3要素を総合的に組み合わせ**た取組が重要

作物名	被害額 (百万円)
イノシシ被害金額合計	133.8
水稻	95.7
果樹	28.5
野菜	2.2
その他	7.5
(参考) その他獣類被害額	24.2
(参考) 鳥獣被害全体額	211.0

# カモによる農作物被害及び捕獲の状況

カモによる農作物被害金額は、**R2年度は約36百万円**で、**前年度より約19百万円増加**した。  
カモの捕獲羽数(狩猟+有害鳥獣捕獲)は、**R2年度は4,210羽**で**前年度並み**であった。



カモによる農作物被害金額(R2年度)

作物名	被害金額 (百万円)
カモ被害金額合計	35.5
麦類	21.8
野菜	12.0
稲	1.8
(参考)鳥類被害金額	52.9
(参考)全体被害金額	211.0

カモの捕獲数の推移

- H30年度 3,971羽
- R1年度 4,178羽
- R2年度 4,210羽

# カモの麦食害による減収程度について

麦における食害の時期と被害の程度(普及センターの実証試験)

食害の時期	食害の程度と被害の程度	
	中程度(草丈の半分)	大程度(地際部までほとんど食害)
1月	0	0.1(1割)
2月	0	0.1(1割)
3月	0.05(5%)	0.2(2割)

2月末までは、葉の半分程度の食害であれば、収量への影響は殆ど無い。

しかし、地際近くまで食害された場合は、1割程度減収する。

3月中旬に食害を受けると、たとえ葉の半分程度の食害でも減収する。

また、この時期に地際近くまで食害されると、大きく減収することが推測された。

# 令和4年度における有害鳥獣対策の取組（県予算額）

【R4年県当初予算<R3県当初>】  
 県計326百万円< 355百万円>  
 （国庫252百万円< 283百万円>）

有害鳥獣による農作物被害を効果的に減らすには、  
 ①地域（集落や部会など）がまとまって  
 ②3つの対策をバランス良く実施  
 することが重要！

## 棲み分け対策 （集落に近づけない）

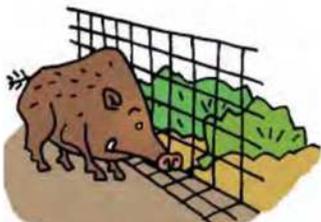


- 集落周辺に鳥獣のエサになる生ゴミや農作物残渣等を捨てない
- 集落周辺の耕作放棄地を減らす

支援

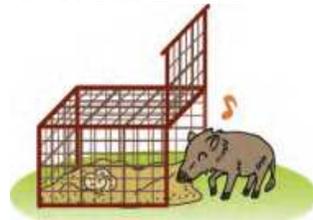
## 侵入防止対策 （農地に入れない）

- 集落単位でワイヤーメッシュなどを張る
- 張った後の適切な管理



## 捕獲対策 （生息密度の低下）

- 集落周辺等を効率的に捕獲する
- 集落内で捕獲者を育成



### 有害鳥獣被害防止対策推進費（県の活動事業）

10,209千円  
 （うち国庫7,304千円）

- 普及指導員等による「棲み分け対策」、「侵入防止技術」などの指導
- イノシシ等被害対策重点集落の設置
- 鳥獣対策指導員の育成、研修会の開催
- カモによる農水産物被害対策の実証
- 捕獲技術の指導者を育成するための研修

### 佐賀県イノシシ等被害防止対策事業（県単）

70,414千円

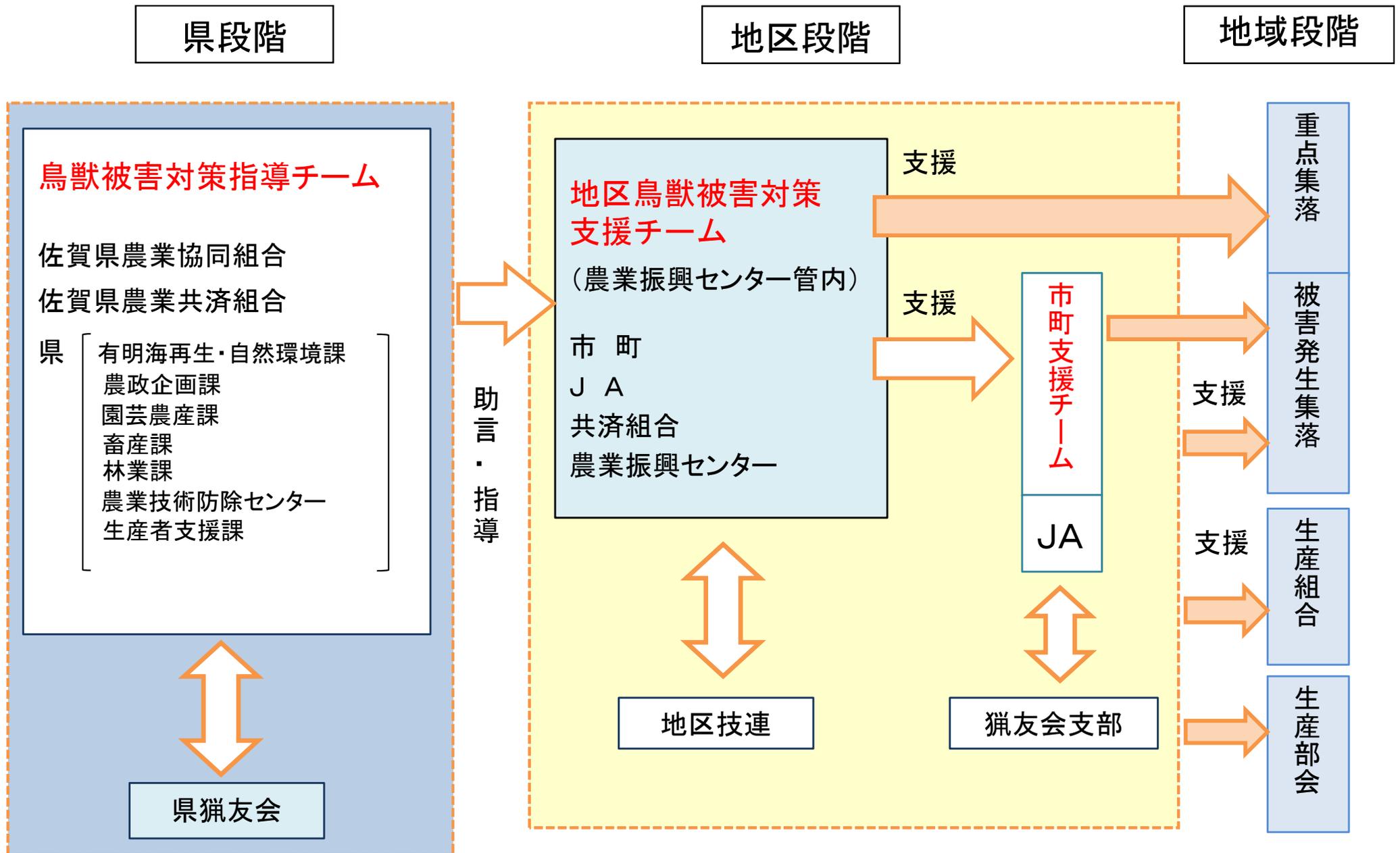
- 地域の協議会への支援
  - ・ 捕獲報償金の交付への補助【捕獲期間の延長】（令和4年度まで）
  - ・ 捕獲委託への補助、捕獲班の設置への補助
- 国庫補助の要件を満たさない電気柵への補助（離島に限りワイヤーメッシュ防護柵も対象）
- 国庫要望箇所で、補助対象とならなかったワイヤーメッシュ防護柵、電気柵、わなへの補助（ただし、市町が1/4以上補助することが条件）

### 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

244,668千円  
 （うち県単533千円）

- 箱わな等の整備、追い払い活動、研修会の開催、捕獲者の育成
- 有害鳥獣捕獲に係る捕獲活動経費への支援
- 侵入防止柵（ワイヤーメッシュ防護柵、電気柵等）
- ※サル調査経費や有害鳥獣処理加工施設整備等への県費上乘せ補助を実施

# 有害鳥獣対策の推進体制



# イノシシ等被害対策重点集落について(令和3年度)

- 地域農業振興センターが中心となり、モデル集落(地区)を設置し、鳥獣害対策を推進。
- モデル地区の取り組み(成果)を他地域へ普及。

## 集落名(下線は新規)

## 取組実績例

- ① 佐賀市 横馬場
- ② 佐賀市富士町 杉山
- ③ みやき町 高柳
- ④ 唐津市厳木町 平之
- ⑤ 玄海町 石田
- ⑥ 伊万里市 府招上
- ⑦ 武雄市 若木
- ⑧ 太良町 蕪田・柳谷

経時的被害MAPの作成・捕獲研修開催

くくりわな活用による捕獲実証

畦畔管理省力化展示圃

集落点検・電気柵による対策強化

見回り労力軽減のためのICT活用

イノシシ生態調査・捕獲意識醸成

専門家派遣による被害MAP分析

カメラや地図化による被害状況の可視化<sub>10</sub>

# 各地域での鳥獣被害対策の取組事例の紹介

各重点集落での取組内容をまとめたものをHPで掲載中

## 各地域での鳥獣被害対策の取組事例



令和3年4月  
佐賀県農林水産部生産者支援課



写真3 ワークショップの様子



写真4 イノシシ被害対策研修会



写真5 ワイヤーマッシュ柵の点検



写真6 イノシシ被害状況の「見える化」

### 【成果】

ワークショップや研修会を通して集落構成員が被害対策について共通認識を持つことができた。ワイヤーマッシュ柵の点検は、個人で実施するよりも効率的に取り組むことができた。また、イノシシ被害の「見える化」をすることで、重点的に被害対策に取り組む箇所が視覚的に明らかとなり、集落ぐるみで被害対策に優先順位を付けて取り組む機運が高まった。

### 【放された課題】

被害状況、罠や捕獲の状況等をさらに集落で情報共有し、集落ぐるみで継続的に被害対策に取り組む必要がある。

### 7 地域の方々の声

イノシシは学習能力が高く侵入しやすいところを探して何度も侵入しようとしてくる。また最近ではイノシシに加えてアライグマによる被害も増えている。暗視カメラを使って実態調査を行いながら、今後も集落ぐるみで対策に取り組んでいきたい。

### 8 担当者から一言

集落ぐるみの取り組みが管内に広がるよう今後も対策の普及に努めます。

### 【執筆担当】

東松浦農業改良普及センター  
上橋徹朗担当

# 鳥獣の市街地対策に関する資料の紹介

各市町が事前に定めておくべき体制の参考となる「ガイドライン」をHPで掲載中

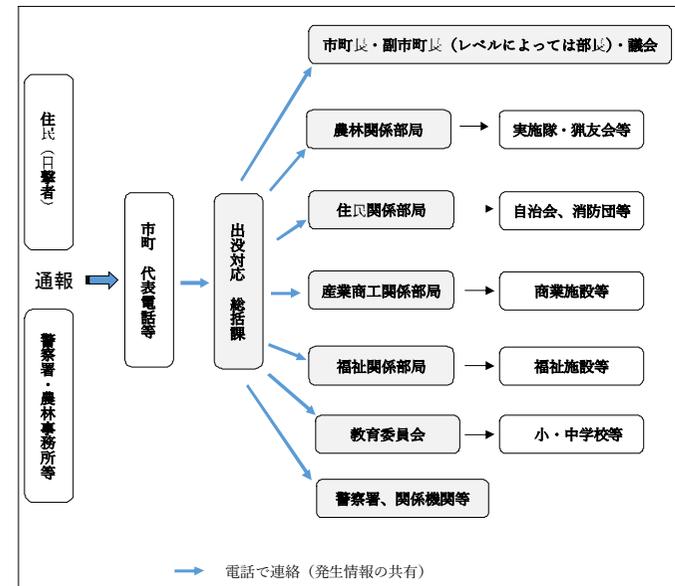
イノシシ等が市街地等に出没した場合  
の対応について  
～「市町等向けガイドライン」～



令和3年7月

佐賀県 生産者支援課

## ◆市町舎内での連絡体制(例)◆



- ※ イノシシ等の出沒レベル(1～3)によって、どこの部署がどこまで連絡するか、その範囲(連絡先)を決めておきましょう。
- ※ 各担当部局の連絡者名簿を作成しておきましょう。(休日・祝日の連絡先も含め)
- ※ 休日でも担当者へ連絡が取れるようにしておきましょう。

# 鳥獣被害防止総合対策交付金の概要(国庫)

## 趣旨

「被害防止計画」に基づく、捕獲機材の導入等による個体数調整、侵入防止柵の整備などの被害防除、緩衝帯の設置などの生息環境管理の取組を総合的に支援する。

## 事業の概要

### 【ハード対策】

侵入防止柵等の被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵、電気柵) 等

補助率: 1/2以内

(侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能)

### 【ソフト対策】

箱わな、くくりわな等の整備

捕獲活動経費への直接支援

ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証

ジビエの流通量確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

補助率: 1/2以内(条件により一部定額)

事業主体



市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成する地域協議会

# 鳥獣被害防止特別措置法

## 目的

○ 平成19年12月21日公布 平成20年2月21日施行

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与する。

## 内容

### 市町村が「被害防止計画」作成

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられる。

#### 権限委譲

県に代わり、市町自ら有害鳥獣の捕獲許可の権限を行使

#### 財政支援

特別交付税の拡充、補助事業による支援

駆除等経費（交付率8割）  
（柵（防護柵・電気柵等）、罾檻・移動箱等の購入・設置費、これらの修繕費、餌・弾薬などの消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買上費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費など

#### 人材確保

鳥獣被害対策実施隊の設置、狩猟税の軽減措置

○一定の要件を満たす、

- ①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』
- ②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事するものについては『H33.12.3までの間』銃刀法に基づく狩猟の所持許可の更新時における技能講習を免除。

○対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる。（H24改正時）

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等、食品としての利用等を推進するため、人材育成や関係者の連携強化に必要な施策等を国等が講ずる旨の規定を新設。（H28改正時）

○市町村が必要と認める場合、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならない旨の規定を新設。（H28改正時）

# 国庫事業による有害鳥獣の捕獲数 (捕獲頭羽数)

鳥獣種	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
イノシシ(成獣)	13,293	14,957	13,700	12,766	17,143
サル(成獣)	51	14	31	12	29
イノシシ(幼獣)	6,231	1,269	5,182	4,642	6,495
サル(幼獣)	0	0	0	1	0
アライグマ	947	1,269	1,285	2,078	2,843
アナグマ	449	438	357	369	524
タヌキ	130	159	101	94	162
キツネ	1	0	1	9	1
鳥類	710	803	529	365	1,111
計	21,812	22,846	21,186	20,336	28,308

～イノシシの報償金単価について～

今年度は捕獲頭数の増加に応じて単価が上乘せされる可能性あり

※過去の平均と比較して一定数以上増加した場合

# 佐賀県イノシシ等被害防止対策事業（県単）

鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金に加え、県では以下の取り組みに対して支援しています。

## 有害鳥獣捕獲委託事業

- 捕獲等の委託に要する経費への助成
- 捕獲班設置の委託に要する経費への助成

## イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業

- 捕獲報償金への助成（補助率 1/2以内）  
（県費上限 イノシシ1頭当たり 2,500円、アライグマ1頭当たり 1,000円）

## 電気柵設置事業

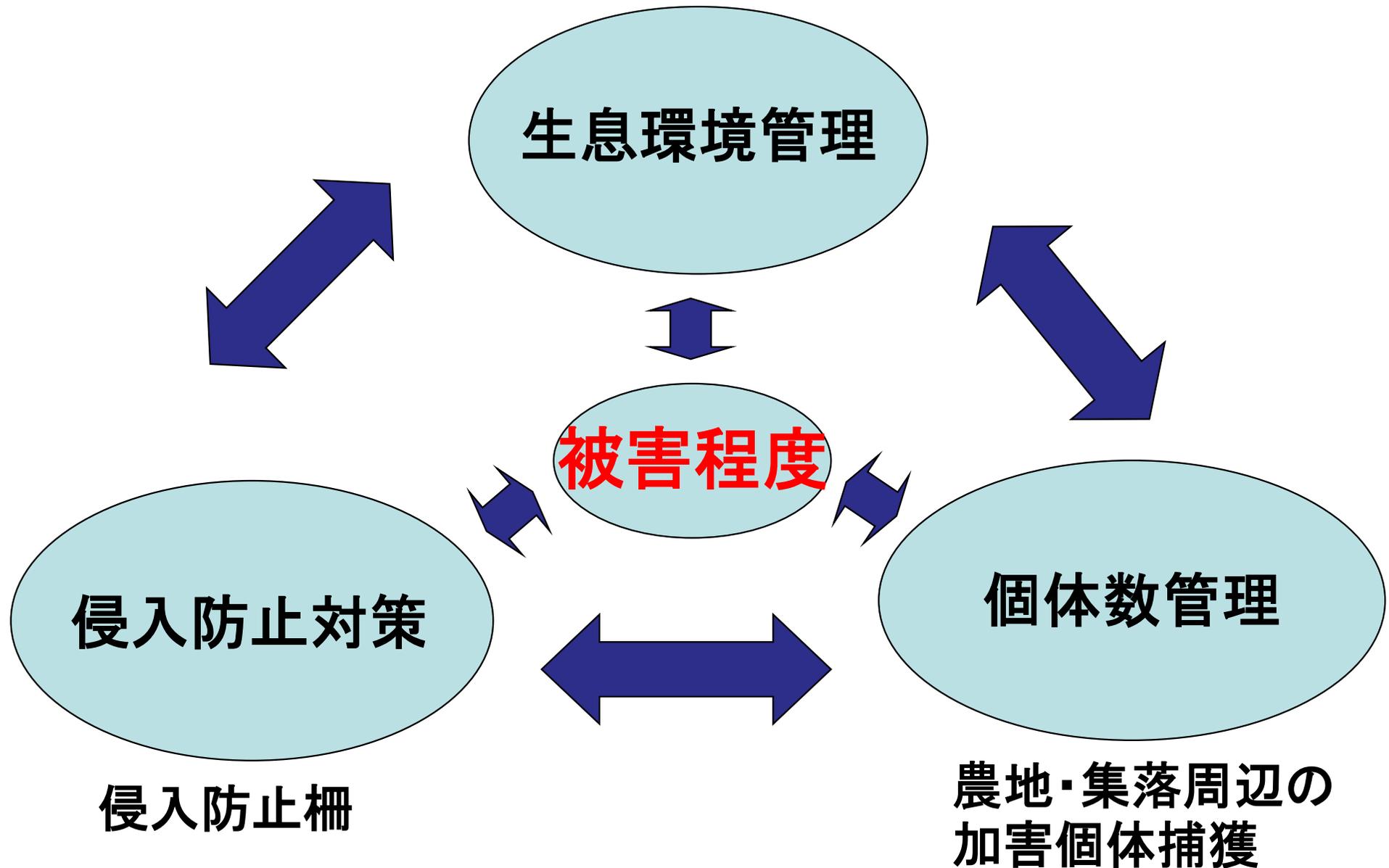
- 国庫補助対象外の取組に対する助成  
（補助率 1/3以内）  
※離島に限りワイヤーメッシュ柵も対象

## ワイヤーメッシュ柵・電気柵・わな整備事業

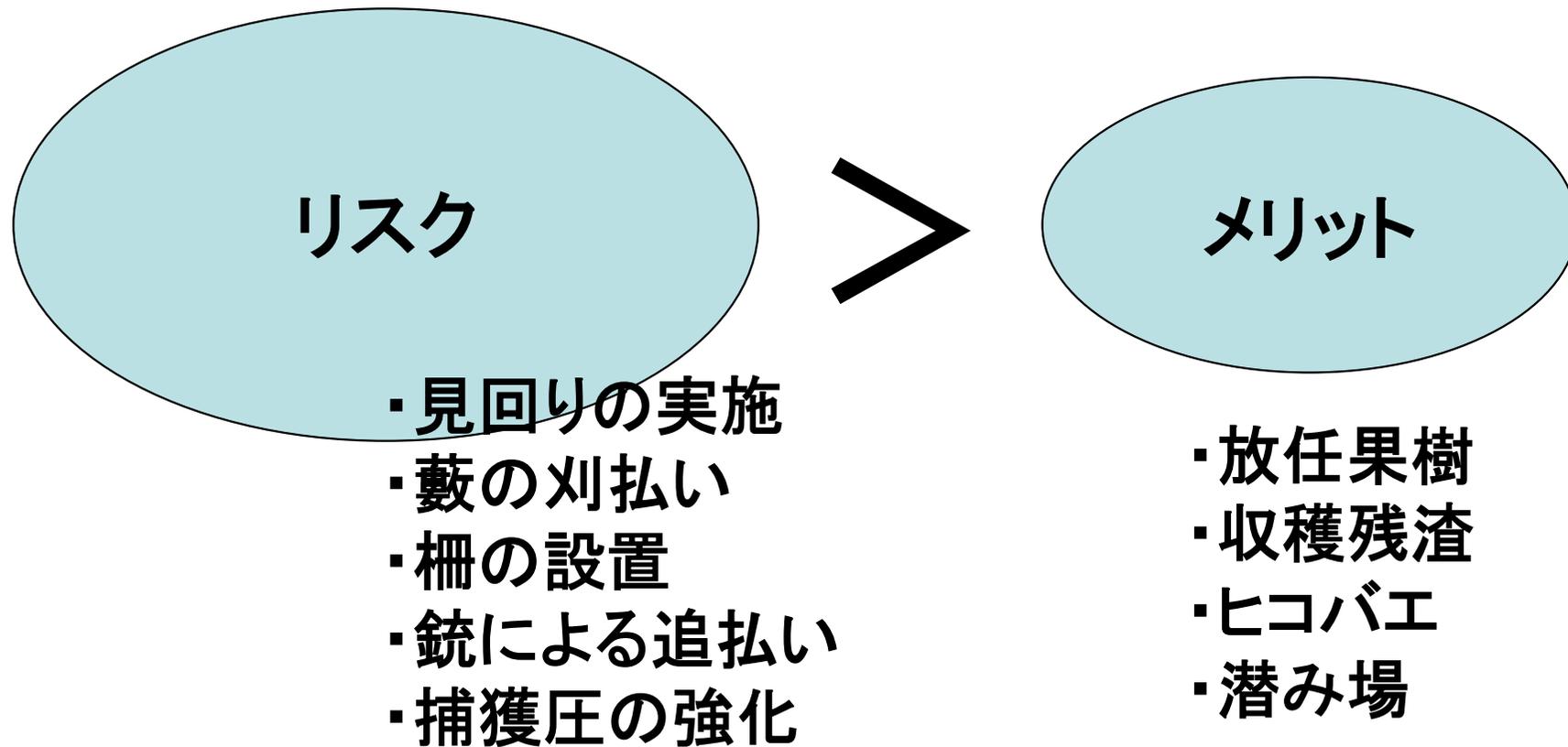
- 国庫要望箇所、採択されなかったものに対する助成  
（補助率 県1/2以内、ただし市町が1/4以上補助することが条件）

# 3本柱の総合的な対策を推進

農地・集落に寄せ付ける  
潜み場、餌場の除去



# 人里を鳥獣にとって「魅力」のある 場所にしないために



- ・鳥獣にとって魅力的なものを遠ざける
  - ・鳥獣に安心感を与えない
- 「人」の存在感こそが鳥獣にとって最大の「不快」

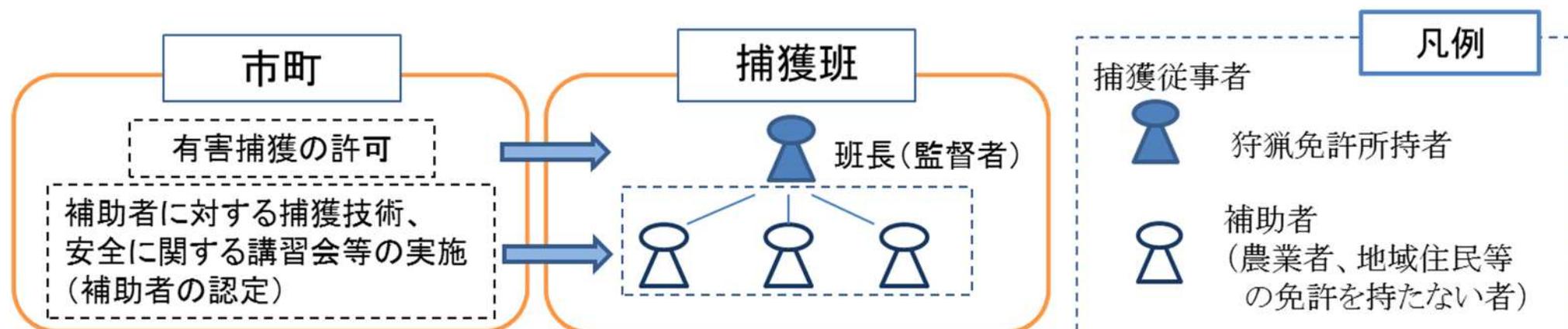
# 捕獲班のイメージ

## 捕獲班とは

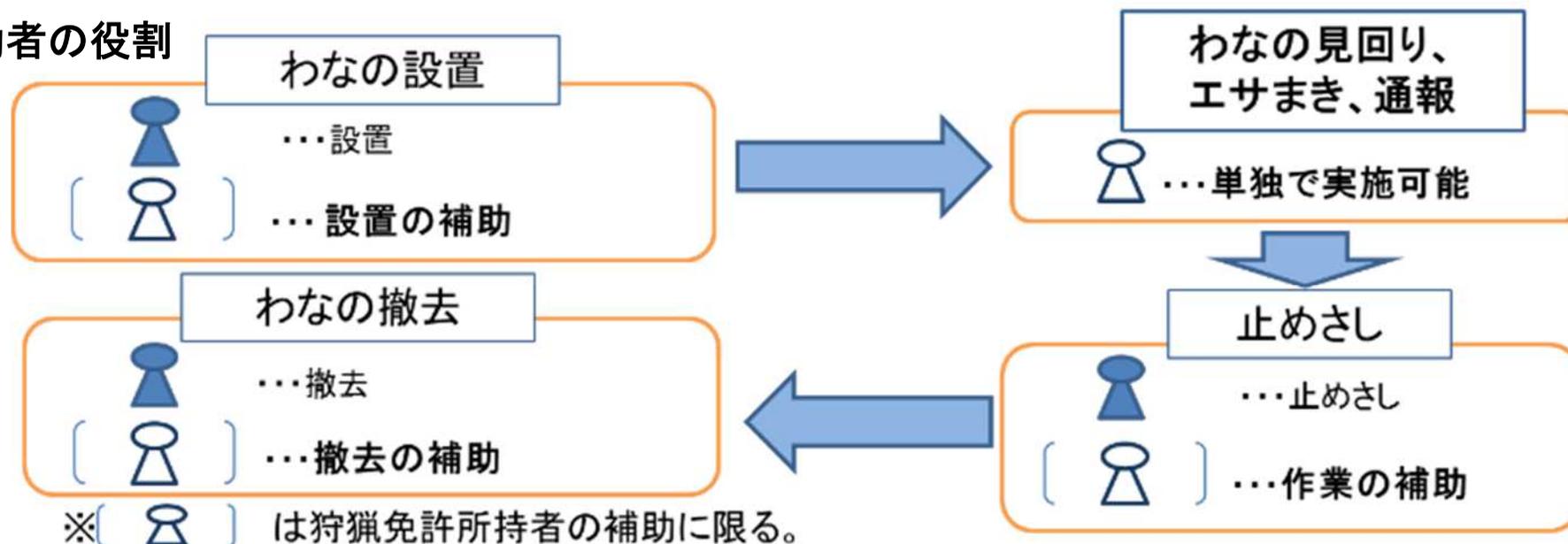
狩猟免許所持者(班長)と免許を持たない地域住民等(補助者)が協力して捕獲を行う組織

※仕組み：銃器を使用しない捕獲方法(わな等)で、狩猟免許所持者の指示・監督のもと、免許を持たない者が、「見回りやわなのエサまき」等の活動を補助するもの

## 1. 実施体制



## 2. 補助者の役割



## 最後に・・・

佐賀県では、鳥獣の捕獲に対する支援など、様々な事業を実施しています。

例) イノシシ(成獣): 12,000円/頭

= 7,000円/頭 + 5,000円/頭  
(国庫事業) (県単事業)

御承知のとおり、これらはいずれも、農作物被害を防止することを目的としたものです。

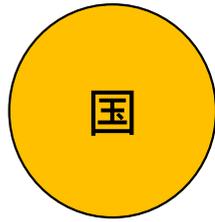
限りある公金を有効活用するためにも、地域の被害実態に則した加害個体の捕獲についてご協力ください。

また、捕獲の許可についても、その目的について再確認いただき、目的達成のための捕獲をお願いします。

## 【鳥獣被害対策における市町・県・国の役割】

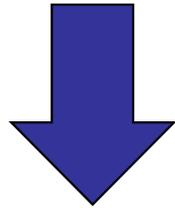
	鳥獣被害防止特措法(農林水産省)	鳥獣保護管理法(環境省)
市町	<p>第2条の2第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、農林水産業等にかかる被害の状況等に応じ、被害防止施策の実施など必要な措置を適切に講ずるよう努める。</li> </ul> <p>第7条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長は、市町村の被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難であるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請できる</li> </ul>	<p>鳥獣保護管理法(環境省)</p> <p>県事務処理の特例に関する条例 第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟鳥獣等の有害鳥獣捕獲の許可(県から権限委譲)</li> </ul>
県	<p>第2条の2第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、市町村の被害防止策の実施の状況等を踏まえ農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努める。</li> </ul> <p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供や技術的な助言その他必要な援助を行うよう努める。</li> </ul> <p>第7条の2第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事は、市町村から要請があったときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努める。</li> </ul> <p>第8条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、市町村が行う被害防止施策が円滑に実施されるよう、捕獲等に要する費用に対する補助その他必要な財政上の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>第4条第1項、第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護管理事業計画の策定、必要な措置</li> </ul> <p>第7条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種特定鳥獣管理計画の策定</li> </ul> <p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の管理等の目的での捕獲許可(佐賀県は有害鳥獣捕獲許可を市町へ委譲)</li> </ul>
国	<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産大臣は、被害防止施策を実施するための基本的な指針を定める。</li> </ul> <p>第7条の2第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境大臣は、市町村から要請があったときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努める。</li> </ul> <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、市町村が行う被害防止施策並びに都道府県知事が(市町村の要請により)行う調査及び措置が円滑に実施されるよう、捕獲等に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他必要な財政上の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の保護及び管理を図るための基本的な指針を定める。</li> </ul> <p>第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が行う鳥獣保護管理事業が円滑に実施されるよう助言</li> </ul> <p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の捕獲許可。</li> </ul>

# 鳥獣対策の基本的役割分担



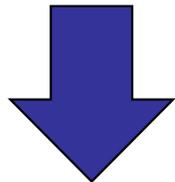
国

財政上の支援



県

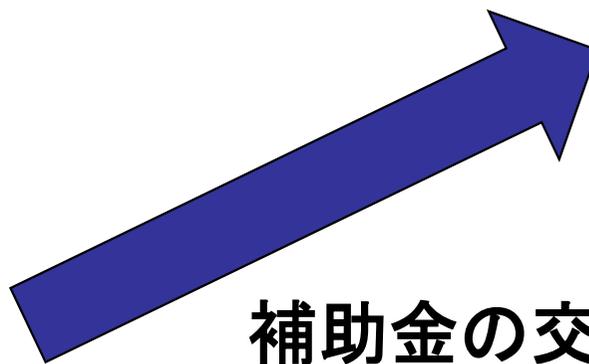
必要な対策の実施



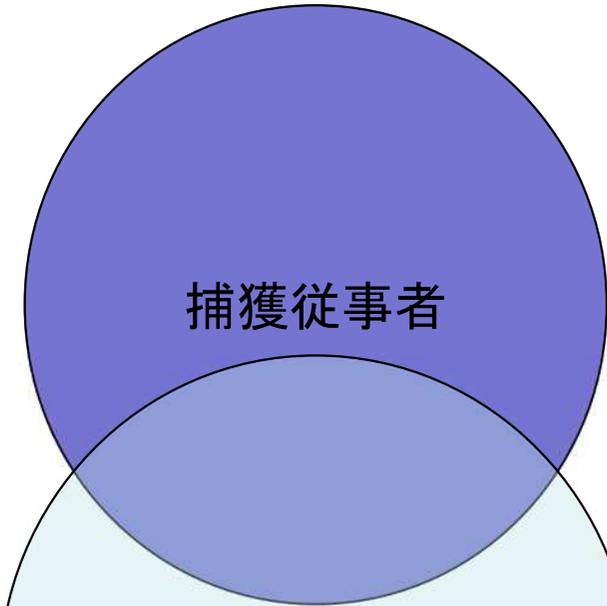
市町

必要な対策の実施

財政上の支援



補助金の交付による  
対策の支援



捕獲従事者

生産者

生産者自らが捕獲を  
含めた総合的な対策  
を主体的に実施